

『消費者政策研究』投稿規定

1. 投稿者は、本学会員に限る。
2. 投稿論文は消費者政策の研究・実践に寄与しうるもので、他の学会誌・紀要などに掲載されていないものに限る。
3. 投稿希望者は、本学会のホームページより投稿申請を行う。
4. 査読論文は、2名の審査員による査読を経て、編集委員会において決定する。査読を必要としない投稿原稿は、編集委員会による協議を経て掲載を決定する。
5. 掲載された論文の著作権は、日本消費者政策学会に帰属する。
ただし、著者は自著の引用を本学会の許可なしに行うことができる。
6. 原稿の受理日は、編集委員会が原稿の掲載を承認した日とする。
7. 執筆要領は別に定める。

以上

『消費者政策研究』執筆要領

1. 原稿は原則として、パソコン・ワープロにて執筆する。
2. 用紙サイズは、A4サイズとする。
3. 文字数および余白については、40字×38行（1段組）、天地余白を約30mmとして印字する。
4. 原稿の体裁については、指定フォーマットに基づくものとする。
5. 原稿枚数は、図表を含み、刷り上がり原則10頁以内とする。

原稿枚数が10頁を超える場合は、予め事務局の許可を得るものとする。

6. 投稿論文の表題は、独立の完結した論文としてふさわしいタイトルにし、通し番号等を付した形式は認めない。
7. 原稿は、可能な限り完全版下状態にて提出する。
8. 投稿原稿の章立て、注記、引用文献などの扱いは、学術論文の作法に準じ、引用などに当たって許諾の必要なものは、執筆者の責任において、投稿前に予め権利者からの承諾を得ておくこととする。
9. 編集委員会からの要請以外の理由による原稿提出後の訂正などには応ずることはできない。
10. 原稿の抜き刷りは作成しないが、希望のあるものについては実費相当分を負担して作成することができる。

以上